

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	保健福祉課	検索番号	3-1
法令名	生活困窮者自立支援法	根拠条 項	18-1		
不利益処分	不正利得の徴収				
<p>(根拠規定)</p> <p>○生活困窮者自立支援法 (不正利得の徴収) 第18条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について (平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」 第7 住居確保給付金の支給</p>					